

## ■日本スポーツ振興センターへの加入について

災害共済給付制度とは、学校の管理下における災害(負傷・障害・死亡等)が発生した場合に、保護者の皆様の負担軽減を目的に治療費や見舞金を給付する制度で、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、スポーツ振興センター)が実施している制度です。

給付の内容等は独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令で定められており、主な内容は次のとおりです。

### 1 給付の種類と給付される場合について

#### (1) 給付されるケース

- ・学校管理下での負傷や疾病に対して給付される。

#### (2) 給付の種類

- ・学校管理下での負傷や疾病に対して医療費が給付される。
- ・上記の治癒後に障害が残ったときは障害見舞金が給付される。
- ・上記の負傷又は疾病に直接起因する死亡に対しては死亡見舞金が給付される。

#### (3) 給付金額について〔災害共済給付基準は、センター法施行令第3条による。〕

- ・医療費については、学校を通じてスポーツ振興センターから災害共済給付金が支給される。  
→総医療費の3割(自己負担金相当額) + 1割相当額
- ・保険点数の初診から治癒までの合計が500点以上の場合のみ支給される。  
→自己負担割合が3割の場合、医療機関での支払いが1,500円以上

### 2 手続きについて

#### (1) 医療機関の窓口での手続き

- ・窓口で学校管理下での負傷または疾病であることを伝える。
- ・城陽市の各種福祉・医療費助成制度の受給者証を提示しない。  
→子育て支援医療、ひとり親家庭医療、心障医療等はすべて使用できない。

#### (2) 医療機関での支払いについて

- ・保険診療の一部負担金である3割相当額を支払う。
- ・領収書を保管しておく。(手続きに必要となる場合があるため)
- ・生活保護世帯の児童生徒に係る災害についての医療費は給付されない。

#### (3) 保険点数の合計が500点以下等の理由により災害共済給付制度の対象とならない場合

- ・各種福祉医療費助成制度の対象となるので、市役所の国保医療課窓口で払い戻しを申請する。  
→国保医療課でお手続きの際には下記のものが必要

- ①受診された医療機関の領収書
- ②生徒の健康保険証及び各種福祉医療の受給者証
- ③印鑑(認印可)
- ④振込先が分かるもの(申請月の翌月末に指定された口座に振り込まれる)

### 3 不明な場合の問い合わせ先

- (1) 災害共済給付制度について …学校教育課(56-4004)
- (2) 各種福祉医療費助成制度について …国保医療課(56-4039)